平成25年度 福祉サービス運営適正化委員会 業務報告書

福祉サービス運営適正化委員会 (社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会)

- 1 運営適正化委員会の組織・委員等
- (1) 運営適正化委員会組織図

【福祉サービス運営適正化委員会】<社会福祉法第83条>

(社会福祉に関する学識経験者,弁護士,医師等6名)

福祉サービス運営適正化委員会組織運営要綱

(目的及び権限)

- 第2条 福祉サービス利用支援事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、次に掲げる業務を行う。
- (1) 福祉サービス利用支援事業を行う者に対する必要な助言又は勧告
- (2) 福祉サービスに関する苦情の解決のための相談、助言、調査またはあっせん
- (3) 福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがある と認めたときの鹿児島県知事への通知等
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

【事務局】

- ○委員会事務
- ○苦情の受付
- ○広報・啓発活動
- ○調査研究 等

【福祉サービス利用支援事業運営監視委員会】

<社会福祉法第84条>

(社会福祉に関する学識経験者,弁護士,医師等6名)

【福祉サービスに関する苦情解決委員会】

<社会福祉法第85条>

(社会福祉に関する学識経験者,弁護士,医師等4名)

(2) 福祉サービス運営適正化委員会委員

(任期:平成24年11月1日~平成26年10月31日)

			(合	議体)
選考分野	氏 名	所属・職名	運営監視	苦情解決
			委員会	委員会
法律	大毛 裕貴	弁護士	0	0
	委員長	₩± ₩ ₹\ F=	委員長	
医療	冨永 秀文	精神科医	0	0
社会福祉	副委員長	学校法人志学館学園	副委員長	委員長
(公益)	久永 繁夫	鹿児島女子短期大学教授	0	0
社会福祉 (公益)	池田 美津子	鹿児島県民生委員児童委員協議会理事	0	副委員長
社会福祉 (利用者代表)	水流 凉子	公益社団法人認知症の人と家族の会 鹿児島県支部代表	0	
社会福祉 (提供者代表)	水流 純大	鹿児島県知的障害者福祉協会 副会長兼事務局長	0	

【参考】運営適正化委員会委員を選考する選考委員会委員名簿

(任期:平成24年9月1日~平成26年8月31日)

選考分野	氏名	所属・職名	備考
公益代表	佐藤 直明	鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科及び 同大学院福祉社会学研究科教授	委員長
公益代表	欠 員		委員死亡による
利用者代表	山川 伯明	特定非営利活動法人 鹿児島県精神保健福祉会連合会理事長	
利用者代表	尾前 民子	社会福祉法人 鹿児島県母子寡婦福祉連合会理事長	
経営者代表	欠員		委員死亡による
経営者代表	下茂 孝一	鹿児島県市町村社会福祉協議会連絡協議会 会長 (現 日置市社協 会長)	

2 委員会等の開催

(1) 運営適正化委員会

第1回 平成25年5月15日(水) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 平成24年度業務報告について

第2回 平成26年3月13日(木) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 平成26年度業務計画 (案) について

(2) 運営監視委員会

第1回 平成25年5月15日(水) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービス利用支援事業実施要領の一部改正について

イ 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について

ウ 福祉サービス利用支援事業実施社協への現地訪問調査の実施について

第2回 平成25年9月25日(水) 出席:5名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービス利用支援事業の実施状況について

イ 福祉サービス利用支援事業実施社協への現地訪問調査の経過報告について

ウ 平成25年度セーフティネット事業補助金の執行について

エ 平成25年度運営適正化委員会事業研究協議会の報告について

第3回 平成26年1月27日(月) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 基幹的社協における実施状況とこれからの取り組みについて (薩摩川内市社協, 姶良市社協)

イ 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について

ウ 福祉サービス利用支援事業実施社協への現地訪問調査の結果について

第4回 平成26年3月13 (木) 出席:6名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービス利用支援事業の実施状況等について

(3) 運営監視委員会による基幹的社協訪問調査の実施

運営監視委員会による基幹的社協訪問調査の実施 (20カ所)

ア 長島町社会福祉協議会 平成25年 7月 2日 (火) 事務局

イ 阿久根市社会福祉協議会 平成25年 7月 2日 (火) 事務局

ウ さつま町社会福祉協議会 平成25年 7月12日(金)委員,事務局

エ 南さつま市社会福祉協議会 平成25年 7月24日 (水) 事務局

才 霧島町社会福祉協議会 平成25年 7月31日(水)事務局

カ 肝付町社会福祉協議会 平成25年 7月30日(月)事務局

キ 大崎町社会福祉協議会 平成25年 8月16日(金)事務局

ク 鹿児島市社会福祉協議会 平成25年 8月27日 (火) 委員, 事務局

ケ 霧島市社会福祉協議会 平成25年 8月28日 (水) 事務局

コ 日置市社会福祉協議会 平成25年 9月20日(金)委員,事務局

サ いちき串木野市社会福祉協議会 平成25年 9月20日(金)委員,事務局

シ 鹿屋市社会福祉協議会 平成25年 9月27日(金)事務局

ス 指宿市社会福祉協議会 平成25年10月 2日(水)委員,事務局

セ 垂水市社会福祉協議会 平成25年10月 3日(木)事務局

ソ 南大隅町社会福祉協議会 平成25年10月 3日(木)事務局

タ 南九州市社会福祉協議会 平成25年10月 8日(火)事務局

チ 枕崎市社会福祉協議会 平成25年10月18日(金)事務局

ツ 天城町社会福祉協議会 平成25年11月13日(水)事務局

テ 伊仙町社会福祉協議会 平成25年11月13日(水)事務局

ト 徳之島町社会福祉協議会 平成25年11月14日(木)事務局

(4) 苦情解決委員会

第1回 平成25年5月15日(水) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について

ウ 福祉サービスに関する苦情解決事業における巡回訪問について

- エ 福祉サービス相談・苦情解決体制整備状況等に関する調査について
- オ 福祉サービスに関する相談・苦情解決研修会(初級編)について

第2回 平成25年7月17日(水) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

- イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について
- ウ 福祉サービスに関する相談・苦情解決研修会(初級編)について (経過報告)
- エ 福祉サービスに関する苦情解決事業における巡回訪問について(経過報告)

第3回 平成25年9月25日(水) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

- イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について
- ウ 福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編)について (参加申込状況報告)
- エ 福祉サービスに関する苦情解決事業における巡回訪問について (経過報告)

第4回 平成25年11月25日(月) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

- イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について
- ウ 福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編)の報告について
- エ 福祉サービスに関する苦情解決事業における巡回訪問について(経過報告)

第5回 平成26年1月27日(月) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

- イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について
- ウ 福祉サービスに関する苦情解決事業における巡回訪問について (経過報告)

第6回 平成26年3月13日(木) 出席:4名 県社会福祉センター

内 容 ア 福祉サービスに関する相談・苦情受付状況について

- イ 福祉サービスに関する苦情申出案件の報告・検討について
- ウ 福福祉サービスに関する苦情解決事業における巡回訪問の報告について
- エ 福祉サービス相談・苦情解決体制整備状況等に関する調査結果について

(平成25年4月1日~平成26年3月31日)

(1)月別受付件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
苦情	2	5	4	6	2	3	2	3	2	2	2	2	35
相談・問合せ	12	4	3	6	6	5	7	4	7	7	5	13	79
合 計	14	9	7	12	8	8	9	7	9	9	7	15	114

(2)相談受付方法

	来所	電話	書面	その他	合計
苦情	3	28	4	0	35
相談・問合せ	7	72	0	0	79
合計	10	100	4	0	114

(3)サービス分野・申出人の属性

申出人	利月	用者	家	族	代理	里人	職	員	その	の他	合	計
属性 サービス分野	苦情	相談 問合せ										
高齢者	1	1	12	22	0	0	0	10	1	3	14	36
障害者	10	20	3	4	0	0	1	5	0	0	14	29
児童	0	0	4	2	0	0	0	5	0	2	4	9
その他	1	1	0	0	0	0	0	3	2	1	3	5
合 計	12	22	19	28	0	0	1	23	3	6	35	79

(4)苦情内容・解決内容(苦情として受け付けた35件の内訳)

解決結果苦情內容	相談助言	紹介伝達	あっせん	県へ通知	その 他	継続中	意見 要望	合 計
A 職員の接遇	6	5	0	0	2	1	0	14
B サービスの質や量	1	1	0	0	0	0	0	2
C 利用料	0	0	0	0	0	0	0	0
D 説明·情報提供	4	1	0	0	0	0	0	5
E 被害·損害	1	2	0	0	5	0	0	8
F 権利侵害	0	0	0	1	1	0	0	2
G その他	2	2	0	0	0	0	0	4
合 計	14	11	0	1	8	1	0	35

2 苦情解決ポスター・リーフレット配付状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
配付か所	6	1	16	4	13	114	130	34	72	12	3	6	411
ポスター	17	2	31	11	44	150	429	122	27	31	10	35	909
リーフレット	254	4	61	22	52	92	390	206	454	62	17	15	1,629

(5) 相談・苦情の概要と運営適正化委員会の対応

受付	受付	種 別	相談・苦情内容	アルタフルチョム o 口点	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	•
1	電話	障害者	今後の就労について, 相談で	申出内容について, 障害者の就労体系に	解決
(相談等)		(本人)	きるところを教えてほしい。	ついて説明を行い, 県内の相談支援事業	(紹介伝達)
				所の連絡先を紹介した結果, 申出人が了	
				承されたので終了。(対応回数 1回)	
2	電話	障害者	事業所からの入室制限につ	申出内容について、事業所が家族会に面	解決
(苦情)		(家族)	いて,納得できない。(D)	会時間(案)を提示し、家族会から了承	(相談助言)
				され、利用者や家族に広報誌を通して連	
				絡した結果, 申出人が了承されたので終	
				了。委員会から,しばらく様子をみて,	
				家族等から事業所に感想や意見を行うこ	
				とも併せて助言する。	
				(対応回数 24回)	
3	電話	障害者	トラブルのある利用者との	申出内容について,事業所のおける今後	解決
(相談等)		(職員)	契約更新について, 具体的な	の対応を説明し,事業所と鹿児島市と委	(相談助言)
			対応を教えてほしい。	員会で話し合いを行った結果, 申出人が	
				了承されたので終了。	
				(対応回数 13回)	
4	電話	高齢者	父親の退院後の再入所に向	申出内容について,委員会について説明	解決
(相談等)		(家族)	けて事業所と話し合いをし	を行い,事業所への連絡を促した結果,	(相談助言)
			たが, 連絡がないのでどうす	申出人が了承されたので終了。	
			ればよいか教えてほしい。	(対応回数 1回)	
5	電話	障害者	作業中に財布から現金がな	申出内容について、事業所職員に相談す	解決
(相談等)		(本人)	くなったので、どうすればよ	ることを助言し, 就労については相談支	(相談助言)
			いか教えてほしい。	援事業所を紹介した結果、申出人が了承	
				されたので終了。それ以外の申出につい	
				ては、傾聴のみ行った。	
				(対応回数 4回)	
6	電話	障害者	給食サービスにおいて,カロ	申出内容について、申出人に内容を確認	解決
(相談等)		(本人)	リー計算がされているのか	途中で電話を切られる。	(その他)
			確認してほしい。	申出人に対して,事業所への通知に対す	
				る同意確認ができず、申出人に連絡でき	
				ないため終了。 (対応回数 1回)	
7	電話	児童	今年の4月に開所したため,	申出内容について、相談苦情体制整備に	解決
(相談等)		(職員)	苦情相談窓口の設置手続き	ついて確認を行い、周知方法や対応の流	(相談助言)
			について教えてほしい。	れ等を説明した結果, 申出人が了承され	
				たので終了。 (対応回数 3回)	

		出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
	電話 その		I () FINA 自用的分別規】		
(相談等)		の他	相談・苦情を行政に対して報	申出内容について、社会福祉法や相談・	解決
	(暗	員)	告する義務はあるのか教え	苦情の行政に対する対応について説明	(相談助言)
			てほしい。	し,併せて記録の整理や第三者委員への	
				報告の助言を行った結果、申出人が了承	
				されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
9 [電話 高	齢者	利用者の家族に苦情申出機	申出内容について,委員会の名称,住所,	解決
(相談等)	(暗	員)	関を通知したいので, 連絡先	連絡先、受付時間等を伝えた結果、申出	(相談助言)
			等を教えてほしい。	人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
10 >	来所 その	の他	利用者の服薬を減らしたり,	申出内容について,委員会の介入範囲や	解決
(相談等)	(そ	の他)	事業所内の衛生強化を図る	立場等の説明を行い、緑茶の活用はそれ	(相談助言)
			ためにも,緑茶の活用を県全	ぞれの事業所等の判断によることを説	
			体で推進してほしい。	明した結果, 申出人が了承されたので終	
				了。 (対応回数 1回)	
11 賃	電話 高	齢者	デイサービスの送迎中に, 利	申出内容について,介護保険事業におけ	解決
(相談等) ([匿名) (職	員)	用者宅以外(店)でも降車し	る運営基準等について説明した結果, 申	(相談助言)
			てもいいか教えてほしい。	出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
12 富	電話 高	齢者	友人の姑が,特別養護老人ホ	申出内容について,委員会の対応を説明	解決
(相談等) (匿名) (そ	の他)	ームに入所しているが, 骨折	し、まず、申出人の友人が事業所に説明	(相談助言)
			がたえないので, どうすれば	等を求め、それでも納得いかない場合	
			よいか。	は,委員会へ直接連絡するように伝えた	
				結果、申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
13 賃	電話 障	害者	特定職員の接遇や態度につ	申出内容について,委員会が状況を確認	解決
(苦情)	(本	(人)	いて不満があるので, 改善し	した後, 申出人と事業所が話し合いを行	(相談助言)
			てほしい。(A)	った結果、申出人が了承されたので終	
				了。 (対応回数 6回)	
14	電話 高調	齢者	有料老人ホームに対する法	申出内容について,有料老人ホームの設	解決
(相談等) (匿名) (家	(族)	改正について教えてほしい。	置運営標準指導指針等の一部改正の説	(相談助言)
				明を行った結果, 申出人が了承されたの	
				で終了。	
				(対応回数 1回)	

受付	受付	種 別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
1 5	電話	高齢者	母親が小規模多機能ホーム	申出内容について,委員会の役割や事業	解決
(相談等)		(家族)	に入所しているので, 退所す	所のサービスについて説明を行い, まず	(相談助言)
			る方法を教えてほしい。	は、家族間の話し合いから始めることを	
				推奨した結果, 申出人が了承されたので	
				終了。 (対応回数 1回)	
1 6	電話	高齢者	介護事故等に対して,家族へ	申出内容について、委員会の役割や進め	その他
(苦情)		(家族)	の説明や対応に納得いかな	方ついて説明を行うが、現時点で事業所	(傾聴)
			いので説明してほしい。(E)	への確認することを判断できないため,	
				傾聴のみで終了。事業所へ確認を希望す	
				る場合は、連絡するように助言する。	
				(対応回数 2回)	
1 7	電話	高齢者	事業所からの説明に納得で	申出内容について,事業所に経過や状況	解決
(苦情)		(家族)	きないので, 改善するように	を確認後、内容を伝達した結果、申出人	(紹介伝達)
			伝達してほしい。(A)	から了承されたので終了。	
				(対応回数 3回)	
1 8	 電話	高齢者	施設入所の際の身元引受人	 申出内容について, 社会福祉協議会で身	 解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	を,事業として社会福祉協議	元引受人を請け負う事業がないことを	(相談助言)
			会で実施していないか教え	伝え、権利擁護事業(法定・任意後見制	
			てほしい。	度,福祉サービス利用支援事業)につい	
				て説明を行った結果, 申出人が了承され	
				たので終了。	
				(対応回数 1回)	
1 9	電話	障害者	事業所でのけがが堪えない	申出内容について、利用者が事業所を利	その他
(苦情)		(家族)	ので、事業所からの状況の説	用せず、今後、申出人が話し合いを行わ	(不調)
			明や謝罪を行ってほしい。(ないと判断する。その不調に対して申出	
			E)	人に確認した結果, 申出人が了承された	
				ので終了。また、事業所に対しては、今	
				後の対応について助言を行った。	
				(対応回数 32回)	
2 0	電話	障害者	後見制度について教えてほ	申出内容について、法定後見と任意後見	解決
(相談等)	(匿名)	(本人)	しい。	の制度について説明を行った結果、申出	(相談助言)
				人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
<u> </u>		<u> </u>	l .	I	

受付	受付	種 別	相談・苦情内容	運営適正化委員会の対応	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	是日旭亚门女兵五 27 77 76	
2 1	電話	障害者	利用者が買い物した内容を,	申出内容について、事業所で内容確認の	解決
(相談等)	(匿名)	(本人)	事業所が確認する必要があ	必要性を説明し、確認範囲については再	(相談助言)
			るか教えてほしい。	度、事業所に確認することを助言した結	
				果、申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
2 2	書面	高齢者	元管理者が利用者の金銭を	申出内容について,本委員会組織運営要	解決
(苦情)	(匿名)	(職員)	搾取していたので, 事業所を	綱第2条第1項第3号及び福祉サービ	(県等へ通
			調査してほしい。(F)	スに関する苦情解決事業実施要綱第1	知)
				2条に基づき、知事等への通知を行い終	
				了。 (対応回数 20回)	
2 3	電話	障害者	職員の接遇について納得で	申出内容について、申出人の意向により	その他
(苦情)		(本人)	きないため、改善してほし	傾聴のみを行う。委員会の役割や進め方	(傾聴)
			い。(A)	を説明し、申出人のタイミングで事業所	
				名を伝えたい時に改めて連絡するように	
				助言した結果、申出人が了承されたので	
				終了。 (対応回数 1回)	
2 4	書面	高齢者	事故が起きた後の対応がと	申出内容について,事業所や行政に経緯	解決
(苦情)	(匿名)	(家族)	てもずさんだったので, 調査	や状況を確認するとともに, 改善策や取	(紹介伝達)
			してほしい。(E)	り組みについても確認する。申出内容を	
				伝達し, 改めて家族へ説明を行うことを	
				助言する。申出人は匿名で連絡がとれな	
				いため終了。	
				(対応回数 5回)	
2 5	電話	障害者	職員が利用者の体を、必要以	申出内容について, 申出人が匿名での伝	解決
(苦情)		(本人)	上にさわってくるので,止め	達を希望する。事業所に内容を伝達し、	(紹介伝達)
			てほしい。(A)	事業所が対応を改善した結果, 申出人か	
				ら了承されたので終了。	
				(対応回数 6回)	
2 6	電話	障害者	事業所の職員から,嫌がらせ	申出内容について,委員会の苦情解決の	解決
(相談等)		(本人)	(言動や態度)を受けている	流れや対応方法を説明した結果, 申出人	(相談助言)
			ので, どうすればよいか教え	から了承されたので終了。申出人は、し	
			てほしい。	ばらく静観する予定。	
				(対応回数 1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
2 7	電話	高齢者	ケアマネジャーの対応に納	申出内容について、ケアマネジャーを変	解決
(相談等)		(家族)	得いかなのいので,ケアマネ	更することは可能であることを伝え、具	(相談助言)
			ジャーを変更する方法を教	体的な方法について助言した結果,申出	
			えてほしい。	人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
2 8	電話	障害者	事業所から個別支援計画の	申出内容について、事業所に経過や内容	解決
(苦情)		(本人)	変更申出がないので確認し	を確認し、申出人に伝えた結果、申出人	(相談助言)
			てほしい。また,空調設定に	が了承されたので終了。	
			ついて,事業所からの説明に	(対応回数 5回)	
			納得いかない。(A)		
2 9	電話	障害者	放課後等デイサービスの事	申出内容について,県内の放課後等デイ	解決
(相談等)		(家族)	業所を教えてほしい。	サービス事業所の検索方法等を伝えた結	(相談助言)
				果、申出人から了承されたので終了。	
				(対応回数 2回)	
3 0	 来所	障害者	 施設長や事務長から暴言や	 申出内容について,申出人がしばらく静	その他
(苦情)	214/21	(職員)	暴力等を受けているので,何	観したいとのことで、取り下げられたた	(取り下げ)
			とかしてほしい。(F)	め終了。 (対応回数 11回)	() / /
				William Willia	
3 1	電話	高齢者	財産問題で利用者の妻を苦	申出内容については、相談者が当委員会	その他
(相談等)	(匿名)	(家族)	しめているので、この施設の	の対応を求めることがなかったため、傾	(傾聴)
			利用をやめたい。	聴して終了。 (対応回数 1回)	
3 2	電託	古舩土	社会福祉協議会のケアマネ	申出内容について、申出人がしばらく静	るのは
(苦情)	電話 (匿名)	高齢者 (家族)	社云価位励歳云のケアマイ ジャーの態度が横着で横柄	一型内谷について、中国人がしばらく前 観するということで当委員会の対応を	その他 (傾聴)
(古洞)	(医石)	(豕灰)	シャーの態度が傾着で傾例	観りるということでヨ安貝云の対応を 求めることがなかったため、傾聴して終	(194常)
			(A) (A)	水のることがながったため、関応して於	
0.0	#31	خمل الماء حا			/t. T. \-
3 3	電話	高齢者	介護保険サービスの運営と	申出内容について、委員会業務を説明	解決
(相談等)	(匿名)	(その他)	事業について教えてほしい。	し、県介護福祉課を紹介した結果、申出	(紹介伝達)
				人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
3 4	電話	障害者	居室内の空調管理の改善を	申出内容について,事業所に経過や内容	解決
(苦情)		(本人)	行ってほしい。(B)	を確認し,事業所が具体的な対応を行っ	(相談助言)
				た結果、申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 16回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
3 5	書面	障害者	空調管理設定について,事業	申出内容について,事業所に経過や内容	解決
(苦情)		(本人)	所からの説明に納得いかな	を確認し,事業所が具体的な対応を行っ	(相談助言)
			いので,改善してほしい。	た結果、申出人が了承されたので終了。	
			(D)	(対応回数 14回)	
3 6	電話	障害者	このまま事業所が言われる	申出内容について、就労支援事業所の役	解決
(相談等)		(本人)	がままに, 働かなければいけ	割や作業内容、計画等について説明を行	(相談助言)
			ないのか教えてほしい。	った結果、申出人から電話を切られたの	
				で終了。 (対応回数 1回)	
3 7	電話	児童	保護者からの苦情申出につ	申出内容について,委員会の役割等につ	解決
(相談等)		(職員)	いて,委員会を紹介してよい	いて説明を行い, 双方に申出内容を確認	(相談助言)
			か。	することを助言する。また,事業所が対	
				応しない理由を確認し, 保護者に伝える	
				ことも助言した結果, 申出人が了承され	
				たので終了。保護者に対しては、いつで	
				も委員会を紹介して良いことも伝える。	
				(対応回数 1回)	
3 8	電話	高齢者	介護老人保健施設での介護	申出内容について、事業所に代理人が選	その他
(苦情)		(家族)	事故について, 事業所の対応	任されていることから委員会か介入で	(不介入)
			に納得できない。(E)	きないことを伝える。また,これまでの	
				経緯を確認し、介護事故に際して事業所	
				から必要な説明を受けること, 建設的な	
				話し合いを行うことを助言した結果, 申	
				出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 3回)	
3 9	電話	高齢者	ヘルパーが誤って大事な写	申出内容について、事業所に確認を行い	解決
(苦情)		(家族)	真を捨ててしまったので,何	,ホームヘルプサービスについて説明を	(相談助言)
			とかしてほしい。(G)	行った結果、申出人が了承されたので終	
				了。写真探しについては,再度,事業所	
				も行っていることを伝える。	
				(対応回数 12回)	
4 0	電話	高齢者	義父の退去に伴い, 実母も退	申出内容について, 実母の契約書の確認	解決
(相談等)		(家族)	去扱いの説明を受けたので,	を行うとともに、部屋の確保については	(紹介伝達)
			今後どうすればよいか。	話し合いが済んでいることを職員に伝え	
				るよう助言した結果、申出人が了承され	
				たので終了。義父については、義父の身	
				元引受人に再度確認することを助言す	
				る。 (対応回数 1回)	

受付	受付	種 別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
4 1	電話	高齢者	民生委員以外で, 第三者委員	申出内容について、民生委員以外で、第	解決
(相談等)		(職員)	の候補者を教えてほしい。	三者委員の候補者について説明を行い,	(相談助言)
				選任する際のポイントや役割を助言した	
				結果, 申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 2回)	
4 2	電話	児童	職員が利用者に対して不適	申出内容について, 申出人, 利用者と事	解決
(苦情)		(家族)	切な発言を行ったので, 謝罪	業所との話し合いを推奨し, 話し合いを	(相談助言)
			してほしい。(A)	行った結果, 申出人が了承されたので終	
				了。 (対応回数 14回)	
4 3	電話	高齢者	利用者が事業所職員にけが	申出内容について, 今後の対応(事業所	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	をさせたが、どのように対応	への謝罪等)について助言した結果,申	(相談助言)
			すればよいか。	出人が了承されたので終了。今後, 必要	
				があればいつでも相談するように助言	
				する。 (対応回数 1回)	
4 4	電話	障害者	障害者年金より生活保護費	申出内容について,傾聴を行った結果,	その他
(相談等)	(匿名)	(本人)	の方が多くて不公平である。	申出人が了承されたので終了。(自分の	(傾聴)
				不満を聞いてもらったということで, 申	
				出人は気持ちが落ち着かれたようであ	
				った) (対応回数 1回)	
4 5	電話	障害者	相談支援専門員が相談にの	申出内容について,同市内にある別の相	解決
(相談等)	(匿名)	(本人)	ってくれないがどうすれば	談支援事業所を3カ所紹介した結果,申	(紹介伝達)
			よいか。	出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
4 6	電話	障害者	他利用者から嫌がらせに困	申出内容について,事業所に内容を伝達	解決
(苦情)		(本人)	っているのに、職員が対応し	する。経過報告のため、申出人が指定す	(紹介伝達)
			てくれない。(A)	る日に電話をするが、連絡がとれないた	
				め終了。	
				(対応回数 5回)	
4 7	電話	障害者	知的障害者である子供の入	申出内容について、関係団体を紹介した	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	所施設をさがす方法につい	結果, 申出人が了承されたので終了。	(紹介伝達)
			て,教えてほしい。	(対応回数 1回)	
4 8	電話	障害者	行政に要介護認定の申請を	申出内容について, 行政に対して遅滞理	解決
(相談等)		(本人)	行ったが、回答がこない。ど	由もふまえて経過報告を確認するよう	(相談助言)
			うすればよいか。	助言した結果, 申出人が了承されたので	
				終了。 (対応回数 5回)	

##	受付	受付	種 別	相談・苦情内容		
(相談等) (世名) (京族) たが、どうすればよいか。 のトラブルの内容と記録の説明を求め、 (相談助言) 契約書の説所事由に該当するかどうか確認することを助言した結果、申出人が丁素されたので終了。 (対応回数 1回) 第をして国っている。捨て第 の世話はやめてほしい。 (G) 第をして国っている。捨て第 の世話はやめてほしい。 (G) 第をして国っている。たび 第来所に事業職認を行い、当該職員に対しても注意を行うとともに他職員に対しても注意を行うとともに他職員に対しても注意機能を促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 解決 学業所に事業職認を行い、被害取業だけ (紹介伝達) のでなんとかしほしい。(E) でなく、自治会を通じて住民への説明を行うことを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 2回) 第一次に指導員を設置しな 中出内容について、事業所に伝達する。 本業所に指導員を設置しな 中出内容について、事業所に伝達する。 (対応回数 2回) 第一次のは、法令選反になるので 改善してほしい。(G) 日本の設置について利用者に伝えることを促す。中出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 解決 当業所に状況の確認を行い、改めて指導 日等の設置について利用者に伝えることを促す。中出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) が参範医ですが、(対応回数 3回) 第一次連係業制度については労働基準監督を紹介した結果、中川人が丁素されたので終了。 (対応回数 1回) 第一次連係業制度については労働基準監督を紹介した結果、中川人が丁素されたので終了。 (対応回数 1回) 申出内容について、事業所に確認したが、 (対応回数 1回)	番号		(申出人)		運営適正化委員会の対応	
契約事の退所事由に該当するかどうか確認することを助言した結果、申出人が丁 保されたので終了。	4 9	電話	高齢者	事業所から退所を勧められ	申出内容について、事業所に利用者同士	解決
超することを助言した結果、中田人が了 深されたので終了。	(相談等)	(匿名)	(家族)	たが, どうすればよいか。	のトラブルの内容と記録の説明を求め、	(相談助言)
京されたので終了。					契約書の退所事由に該当するかどうか確	
(苦情) (世名)					認することを助言した結果、申出人が了	
本の他 (活情) (医名) 本の他 (その他) 描写きな職員が捨て猫の世 市部へに不可能であった。 本来所に不達確認を行い、当該職員に対しても注意機配を使す。中田人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 中田内容について、事業所に伝達する。 解決 中田内容について、事業所に伝達する。 解決 でなく、自治会を通じて住民への説明を行うことを促す。中田人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 2回) 中田内容について、 本来所に伝達する。 解決 大力を回数 2回) 本業所に指導員を設置しない。 (対応回数 2回) 本業所に指導員を設置しないため終了。 (対応回数 2回) 本業所に指導員を設置しないため終了。 (対応回数 2回) 大力を連反になるので改善してほしい。(G) 東出内容について、 事業所に伝達する。 解決 大力を通及になるので改善してほしい。(G) 東出内容について、 事業所に伝達する。 本業所に状況の確認を行い、改めて指導 (紹介伝達) とを促す。中田人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 大力を通知を可能を定されて、 (対応回数 3回) 中田内容について、 東業所に再度、保険 大力を通知をで表れい等について確認する。 大力を範囲で支払い等について確認する。 大力を通知を可能を定されて、 (対応回数 3回) を表示に何を確認すればよいか教えでは、 (対応回数 3回) を表示に何を確認すればよいか教えでは、 (対応回数 1回) 「水されたので終了。 (対応回数 1回) 大力を通知を可能を定されたので終了。 (対応回数 1回) 本決の表述を記述されたので終了。 (対応回数 1回) 本決の表述を記述されたので終することができないため、確認することができないため、確認することができない。 (会の事業所の姿勢					承されたので終了。	
(苦情) (匿名) (その他) 話をして困っている。捨て猫					(対応回数 1回)	
の世話はやめてほしい。 (G) して注意を行うとともに他職員に対しても注意喚起を促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回)	5 0	電話	その他	猫好きな職員が捨て猫の世	申出内容について、事業所に伝達する。	解決
(G) ても注意喚起を促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回)	(苦情)	(匿名)	(その他)	話をして困っている。捨て猫	事業所に事実確認を行い、当該職員に対	(紹介伝達)
### (著術)				の世話はやめてほしい。	して注意を行うとともに他職員に対し	
(対応回数 3回) 1				(G)	ても注意喚起を促す。申出人は匿名で連	
1					絡がとれないため終了。	
(芸情) (匿名) (その他) し、民家に不法侵入している 事業所に事実確認を行い、被害民家だけ のでなんとかしほしい。(E) でなく、自治会を通じて住民への説明を 行うことを促す。申出人は匿名で連絡が とれないため終了。 (対応回数 2回) 「					(対応回数 3回)	
のでなんとかしほしい。(E) でなく、自治会を通じて住民への説明を行うことを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 2回) 5 2 書面 障害者 事業所に指導員を設置しな 申出内容について、事業所に伝達する。解決 いのは、法令違反になるので 改善してほしい。(G) 事業所に状況の確認を行い、改めて指導員等の設置について利用者に伝えることを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 5 3 電話 高齢者 母親がショートステイを利 申出内容について、事業所に再度、保険 解決 対象範囲や支払い等について確認することについて事業所に何を確認すればよいか教えてほしい。 とを助言し、介護休業制度については労権認すればよいか教えてほしい。 (対応回数 1回) 5 4 来所 高齢者 デイサービスセンターの送 申出内容について、事業所に確認したが、解決 に活情) に休人 迎車に同乗させなかったことに納得できない。(G) 時期や内容が特定できないため、確認す (相談助言) ることができない。今後の事業所の姿勢	5 1	電話	その他	利用者が事業所から抜け出	申出内容について、事業所に伝達する。	解決
行うことを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 2回) 5 2 書面 障害者 事業所に指導員を設置しないのは、法令違反になるので改善してほしい。(G) 事業所に状況の確認を行い、改めて指導員等の設置について利用者に伝えることを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。(対応回数 3回) 5 3 電話 高齢者 母親がショートステイを利申出内容について、事業所に再度、保険利申に骨折をしたが、今後のことについて事業所に何を確認すればよいか教えてほしい。(家族) 用中に骨折をしたが、今後のことについて事業所に何を確認すればよいか教えてほしい。(対応回数 1回) 5 4 来所 高齢者 デイサービスセンターの送申出内容について、事業所に確認したが、解決(結談助言)とと納得できない。(G) 中出内容について、事業所に確認したが、解決(相談助言)とに納得できない。(G)	(苦情)	(匿名)	(その他)	し,民家に不法侵入している	事業所に事実確認を行い、被害民家だけ	(紹介伝達)
とれないため終了。				のでなんとかしほしい。(E)	でなく、自治会を通じて住民への説明を	
(対応回数 2回) 15 2 書面 障害者 事業所に指導員を設置しな 中出内容について、事業所に伝達する。 解決 (密を) (本人) いのは、法令違反になるので 改善してほしい。(G) 事業所に状況の確認を行い、改めて指導 員等の設置について利用者に伝えることを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 5 3 電話 高齢者 母親がショートステイを利 中出内容について、事業所に再度、保険 解決 対象範囲や支払い等について確認することについて事業所に何を 確認すればよいか教えてほしい。 とを助言し、介護休業制度については労 (相談助言) (対応回数 1回) 5 4 来所 高齢者 デイサービスセンターの送 中出内容について、事業所に確認したが、					行うことを促す。申出人は匿名で連絡が	
10 10 10 10 10 10 10 10					とれないため終了。	
(苦情) (匿名) (本人) いのは、法令違反になるので 改善してほしい。(G) 事業所に状況の確認を行い、改めて指導 員等の設置について利用者に伝えることを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 押出内容について、事業所に再度、保険 解決 対象範囲や支払い等について確認することを助言し、介護休業制度については労権認すればよいか教えてほしい。 (対応回数 1回) が					(対応回数 2回)	
改善してほしい。(G) 員等の設置について利用者に伝えることを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 53	5 2	書面	障害者	事業所に指導員を設置しな	申出内容について、事業所に伝達する。	解決
とを促す。申出人は匿名で連絡がとれないため終了。 (対応回数 3回) 5 3 電話 高齢者 母親がショートステイを利 申出内容について、事業所に再度、保険 解決 (相談等) 用中に骨折をしたが、今後のことについて事業所に何を確認すればよいか教えてほしい。 (対応回数 1回) 5 4 来所 高齢者 デイサービスセンターの送 申出内容について、事業所に確認したが、解決 (活情) に本人) 迎車に同乗させなかったことに納得できない。(G)	(苦情)	(匿名)	(本人)	いのは, 法令違反になるので	事業所に状況の確認を行い, 改めて指導	(紹介伝達)
いため終了。 (対応回数 3回) 10 15 3 電話 高齢者 母親がショートステイを利 申出内容について、事業所に再度、保険 解決 (家族) 用中に骨折をしたが、今後の ことについて事業所に何を 確認すればよいか教えてほ しを助言し、介護休業制度については労 像基準監督署を紹介した結果、申出人が 了承されたので終了。 (対応回数 1回) 10 10 10 10 10 10 10 1				改善してほしい。(G)	員等の設置について利用者に伝えるこ	
1					とを促す。申出人は匿名で連絡がとれな	
(相談等) (家族) 用中に骨折をしたが、今後の ことについて事業所に何を 確認すればよいか教えてほ しい。 (対応回数 1回) (対応回数 1回) (大き情) (本人) (連車に同乗させなかったことに納得できない。(G) 対象範囲や支払い等について確認することができないので終了。 (対応回数 1回) (対応回数 1回) (対応回数 1回) (対応回数 1回) (対応回数 1回) (対応回数 1回) (相談助言)					いため終了。 (対応回数 3回)	
ことについて事業所に何を とを助言し、介護休業制度については労 確認すればよいか教えてほ 働基準監督署を紹介した結果、申出人が 了承されたので終了。	5 3	電話	高齢者	母親がショートステイを利	申出内容について、事業所に再度、保険	解決
確認すればよいか教えてほ 働基準監督署を紹介した結果、申出人が しい。	(相談等)		(家族)	用中に骨折をしたが、今後の	対象範囲や支払い等について確認するこ	(相談助言)
しい。 了承されたので終了。 5 4 来所 高齢者 (苦情) デイサービスセンターの送 申出内容について,事業所に確認したが, 解決 (本人) 中期や内容が特定できないため,確認す とに納得できない。(G) 中期や内容が特定できないため、確認す ることができない。今後の事業所の姿勢				ことについて事業所に何を	とを助言し,介護休業制度については労	
(対応回数 1回) 5 4 来所 高齢者 デイサービスセンターの送 申出内容について,事業所に確認したが, 解決 (苦情) (本人) 迎車に同乗させなかったこ 時期や内容が特定できないため,確認す とに納得できない。(G) ることができない。今後の事業所の姿勢				確認すればよいか教えてほ	働基準監督署を紹介した結果, 申出人が	
5 4 来所 高齢者 デイサービスセンターの送 申出内容について,事業所に確認したが,解決 (苦情) (本人) 迎車に同乗させなかったこ 時期や内容が特定できないため、確認することができない。今後の事業所の姿勢				LV.	了承されたので終了。	
(苦情) (本人) 迎車に同乗させなかったこ 時期や内容が特定できないため、確認す (相談助言) とに納得できない。(G) ることができない。今後の事業所の姿勢					(対応回数 1回)	
とに納得できない。(G) ることができない。今後の事業所の姿勢	5 4	来所	高齢者	デイサービスセンターの送	申出内容について,事業所に確認したが,	解決
	(苦情)		(本人)	迎車に同乗させなかったこ	時期や内容が特定できないため、確認す	(相談助言)
や対応を申出人に伝えた結果、申出人が				とに納得できない。(G)	ることができない。今後の事業所の姿勢	
					や対応を申出人に伝えた結果、申出人が	
了承されたので終了。					了承されたので終了。	
(対応回数 7回)					(対応回数 7回)	

受付	受付	種 別	相談·苦情内容	エルヴァルチロ人の壮力	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
5 5	電話	障害者	町内の児童発達支援センタ	申出内容について、児童発達支援センタ	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	ーや相談支援事業所の連絡	ーは,近隣市の事業所を紹介し,相談支	(相談助言)
			先を教えてほしい。	援事業所は, 町内の事業所を紹介した結	
				果、申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
5 6	電話	高齢者	ケアマネジャーを変更する	申出内容について, 利用者とケアマネジ	解決
(相談等)		(家族)	方法を教えてほしい。	ャー(居宅介護支援事業所)と契約書を	(相談助言)
				取り交わしていることを説明する。ケア	
				マネジャーについては地域包括支援セ	
				ンターに照会することを助言した結果,	
				申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
5 7	電話	高齢者	苦情解決ポスターの記載の	申出内容について、苦情解決責任者と苦	解決
(相談等)		(職員)	仕方について教えてほしい。	情受付担当者の役割を説明し、苦情解決	(紹介伝達)
			また, 第三者委員は複数設置	ポスターの記載と役割分担を促す。また,	
			しなければならないのか教	第三者委員の増員については, 申出内容	
			えてほしい。	や負担を勘案して複数設置を検討するよ	
				うに助言した結果, 申出人が了承された	
				ので終了。	
				(対応回数 2回)	
5 8	電話	障害者	契約の時に説明があったサ	申出内容について, 人員配置や行事を再	解決
(相談等)		(家族)	ービスや行事が提供されな	度,事業所に確認するとともに,同地区	(相談助言)
			いが, 今後, どうすればよい	内の児童発達支援事業所を紹介した結果	
			のか教えてほしい。	,申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 3回)	
5 9	電話	高齢者	介護事故の対応が不十分で,	申出内容について, 申出人と事業所と委	その他
(苦情)		(家族)	退所させれたことに納得い	員会で話し合いを行ってきたが, 申出人	(不調)
			かない。(E)	が申出内容以外の賠償を求められたた	
				め,委員会の介入継続ができなくなる。	
				改めて,委員会の介入範囲を申出人と事	
				業所に説明した結果, 両者が了承された	
				ので終了。	
				(対応回数 101回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
6 0	電話	児童	苦情解決の規程の記載につ	申出内容について、実施要領と規程につ	解決
(相談等)		(職員)	いて、教えてほしい。	いての違いや位置づけを説明し, 再度,	(相談助言)
				事業所における相談の対応等について行	
				政に説明・確認することを助言した結果,	
				申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 2回)	
6 1	電話	高齢者	障害福祉サービスから介護	申出内容について、介護保険サービスと	解決
(相談等)		(本人)	保険サービスに移行した際,	障害福祉サービスの違いの説明を行い,	(相談助言)
			自己負担分が発生するが, ど	改めてサービス量と上限額等を確認す	
			うすればよいか教えてほし	ることを促した結果, 申出人が了承され	
			۷٬۰	たので終了。 (対応回数 2回)	
6 2	電話	高齢者	事業所が契約解除に応じて	申出内容について,利用者と事業所との	解決
(苦情)		(家族)	くれないので, どうすればよ	契約解除手続きを助言し, 契約解除が成	(相談助言)
			いか。(D)	立した結果, 申出人から了承されたので	
				終了。 (対応回数 3回)	
6 3	電話	高齢者	母親に会いに行って外出を	申出内容を確認している途中で, 申出人	その他
(相談等)	(匿名)	(家族)	試みたら,事業所から外出禁	が電話を切られたため、具体的な対応が	(不介入)
			止と言われたことに納得い	行えなかった。申出人とは連絡がとれな	
			かない。	いため終了。	
				(対応回数 1回)	
6 4	電話	高齢者	有料老人ホームに入所して	申出内容について、まずは事業所からの	解決
(相談等)		(家族)	いる実母が退所を促されて	退所促しが契約書の契約解除の条項に	(相談助言)
			いるので, 今後どうすればよ	則しているか確認することを助言し、身	
			いか教えてほしい。	元引受人として契約書の写しを請求す	
				ることも助言した結果, 申出人から了承	
				されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
6 5	来所	高齢者	委任契約者(任意後見人)の	申出内容について,委任契約と任意後見	解決
(相談等)		(家族)	介入範囲について教えてほ	制度について説明を行い, 委任契約者へ	(相談助言)
			しい。	の開示請求や利用者の退所に向けての	
				計画を担当弁護士に確認し,事務局から	
				説明した結果, 申出人から了承されたの	
				で終了。 (対応回数 2回)	
·	l	l	<u> </u>		

受付	受付	種 別	相談・苦情内容	VEN 12 - 11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	•
6 6	電話	その他	福祉サービス事業所職員か	申出内容について,委員会の役割や介入	解決
(相談等)		(職員)	らの労働問題の対応ができ	範囲,紹介機関等を説明した結果,申出	(相談助言)
			るか教えてほしい。	人が了承されたので終了。また、障害福	
				祉サービス事業所における雇用状況に	
				ついても説明を行った。	
				(対応回数 1回)	
6 7	電話	高齢者	老人保健福祉施設に入所し	申出内容について,事業所での施設サー	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	ている父に必要なサービス	ビス計画 (ケアプラン) と支援記録の確	(相談助言)
			が提供されているか確認す	認を助言した結果, 申出人が了承された	
			る方法を教えてほしい。	ので終了。	
				(対応回数 1回)	
6 8	来所	高齢者	利用者の家族からの苦情申	申出内容について、今後の利用者の家族	解決
(相談等)		(職員)	出に対しての今後の対応を	への対応を助言し,委員会への申出も促	(相談助言)
			教えてほしい。	した結果、申出人が了承されたので終	
				了。 (対応回数 2回)	
6 9	電話	高齢者	紛失したゆうちょ銀行の通	申出内容について、利用者からの委任を	解決
(相談等)		(家族)	帳を代理手続きで再発行で	受けて代理手続きができることを説明	(相談助言)
			きるか教えてほしい。	し、詳細についてはゆうちょ銀行に確認	
				をとるように助言した結果、申出人が了	
				承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
7 0	電話	児童	保育園を退園させられたこ	申出内容について,事業所への確認を希	解決
(苦情)		(家族)	とに納得できない。(D)	望されなかったため、傾聴後、行政機関	(相談助言)
				にも確認をとり、その報告を行った結	
				果、申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 7回)	
7 1	来所	障害者	家族から事業所に利用者の	申出内容について、伝達事項を事業所法	解決
(苦情)		(家族)	サービス内容を聞いても教	人に伝え, 速やかに情報開示に関する書	(紹介伝達)
			えてくれない。どのように	類を申出人に送付することを伝えた結	
			対応すればよいか教えてほ	果, 申出人が了承されたので終了。	
			しい。(A)	(対応回数 3回)	
7 2	来所	障害者	事業所への情報開示請求の	申出内容について、情報開示請求を行う	解決
(相談等)		(家族)	書き方を教えてほしい。	必要性や費用等について助言した結果、	(相談助言)
				申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	l

受付	受付	種 別	相談・苦情内容	写学文子ルチ 見入の特点	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	`
7 3	電話	高齢者	介護事故に対して事業所の	申出内容について, 申出人, 事業所, 委	解決
(苦情)		(家族)	対応に納得できない。(E)	員会と三者で話し合いを行い, 改めて事	(相談助言)
				故の概要や経過、対応の報告、改善内容	
				等の説明を行った結果, 申出人が了承さ	
				れたので終了。	
				(対応回数 44回)	
7 4	来所	児童	法人運営が不透明であるた	申出内容について、社会福祉法人に関す	解決
(相談等)		(その他)	め、厳しく改善指導する方	る権限委譲について説明と助言を行い、	(相談助言)
			法を教えてほしい。	その他の申出について他の解決機関の	
				紹介等を行った結果, 申出人が了承され	
				たので終了。	
				(対応回数 1回)	
7 5	電話	高齢者	行政の指導監査を行って	申出内容を確認している途中で、申出人	その他
(相談等)	(匿名)	(その他)	も、運営に改善が見られな	が電話を切られたため、具体的な対応が	(不介入)
			いため、どうすればよいか。	行えなかった。申出人とは連絡がとれな	
				いため終了。	
				(対応回数 1回)	
7 6	電話	障害者	利用者の障害年金や工賃	申出内容について、福祉サービス利用支	解決
(相談等)		(職員)	を、家族が不正に管理して	援事業や成年後見制度を説明し、家族に	(相談助言)
			いるがどうすればよいか。	現状の確認と支援内容の話し合いを助	
				言した結果, 申出人が了承されたので終	
				了。 (対応回数 1回)	
7 7	電話	障害者	契約の更新に際して、個別	申出内容について, サービス管理責任者	解決
(相談等)		(本人)	支援計画の内容変更(入浴	に現状の計画の問題点と変更内容につ	(相談助言)
			時間)をするにはどうすれ	いて話し合いを行うように助言した結	
			ばよいか教えてほしい。	果、申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
7 8	電話	児童	保育士における利用者等の	申出内容について, しばらく申出人から	その他
(相談等)		(家族)	個人情報の取り扱いが不適	の連絡を待ったが、連絡がないため終	(不介入)
			切であるため改めてほし	了。 (対応回数 1回)	
			V,		
7 9	電話	児童	娘が事業所職員から暴力を	申出内容について,契約書の確認とけが	解決
(相談等)		(家族)	受けたが、どのように対応	や事故対応について再度,事業所に確認	(相談助言)
			すればよいか教えてほし	することを助言した結果, 申出人から了	
			V,	承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容	写学文マルチ只久の共内	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	,
8 0	来所	障害者	家族が年金等の管理してい	出内容について,福祉サービス利用支援	解決
(相談等)		(本人)	ることに納得いかないの	事業や年金振込の変更手続き等を説明	(相談助言)
			で、今後どうすればよいか	し, 今後の話し合いの進め方について助	
			教えてほしい。	言した結果, 申出人が了承されたので終	
				了。 (対応回数 1回)	
8 1	電話	高齢者	福祉機器を紹介するところ	申出内容について, 福祉機器展示相談セ	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	を教えてほしい。	ンターの所在地と連絡先を紹介した結	(紹介伝達)
				果、申出人から了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
8 2	電話	障害者	福祉サービス利用支援事業	申出内容について、事業所に匿名で伝達	解決
(苦情)		(本人)	の利用支援員の接遇等の改	した結果、申出人が了承されたので終	(紹介伝達)
			善を匿名で伝達してほしい	了。 (対応回数 5回)	
			。 (A)		
8 3	電話	障害者	事業所から契約更新に関わ	申出内容について,事業所に経過や内容	解決
(苦情)		(本人)	る事務手続き費用と個別支	を確認し、申出人に伝えた結果、申出人	(相談助言)
			援計画の内容の説明が不十	が了承されたので終了。	
			分なため、何とかしてほし	(対応回数 6回)	
			い。(A)		
8 4	来所	高齢者	利用者の家族からの苦情申	申出内容について、今後の利用者の家族	解決
(相談等)		(職員)	出に対しての今後の対応を	への対応を助言し,委員会への申出も促	(相談助言)
			教えてほしい。	した結果、申出人が了承されたので終	
				了。 (対応回数 2回)	
8 5	電話	高齢者	年末から共有フロアの空調	申出内容について,事業所に匿名で伝達	解決
(苦情)		(家族)	が故障している状態が続い	した結果、申出人が了承されたので終	(紹介伝達)
			ているので, 早急に修繕を	了。事業所には、修繕予定を掲示板等に	
			行うよう匿名で伝えてほし	掲示するように助言を行う。	
			ν _° (Β)	(対応回数 7回)	
8 6	電話	障害者	個別支援計画の変更の際	申出内容について, 個別支援計画の際の	解決
(相談等)		(本人)	は,家族の立ち会いが必要	家族の立ち会い等の必要性を説明した	(相談助言)
			なのか教えてほしい。	結果, 申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 4回)	
8 7	電話	高齢者	重要事項説明書に記載する	申出内容について,委員会の名称,連絡	解決
(相談等)		(職員)	ため,委員会の名称等を教	先,受付時間等を伝えた結果,申出人か	(相談助言)
			えてほしい。	ら了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	•
8 8	電話	障害者	制度外サービスの事業所と	 申出内容について,関係機関に確認をと	解決
(相談等)		(本人)	のトラブルの際,地域包括	り、申出人に報告し、対応について助言	(相談助言)
			支援センターが事業所だけ	 した結果,申出人が了承されたので終	
			に助言した。今後どうすれ	 了。	
			がよいか教えてほしい。		
8 9	電話	その他	生活福祉資金の貸付相談に	申出内容について,事業所に匿名で伝達	解決
(苦情)		(本人)	 行ったが,担当者の説明が	│ │した結果,申出人が了承されたので終	(紹介伝達)
			不十分だったので、改善を	 了。申出人に,貸付資金の種類や基準を	.,,,,,
			 行うよう匿名で伝えてほし	 十分確認するように助言を行う。	
			⟨ \	(対応回数 5回)	
9 0	電話	障害者	福祉サービス利用支援事業	申出内容について, サービスの現状確認	解決
(相談等)		(本人)	の利用支援員が自分の意見	や福祉サービス利用支援事業の利用支	(相談助言)
			を聞いてくれないので、ど	援員の役割等を説明した結果, 申出人が	
			うすればよいか教えてほし	了承されたので終了。	
			l, ν _o	(対応回数 4回)	
9 1	電話	児童	保育所と地域住民との騒音	申出内容について,これまで委員会で受	解決
(相談等)	HEUD	(職員)	トラブルの事例やその対応	け付けた児童分野における騒音トラブ	(相談助言)
.,,,,,			を教えてほしい。	ル事例とその対応を説明した結果、申出	
				人から了承されたので終了。	
				(対応回数 3回)	
9 2	電話	障害者	事業所の職員から,嫌がら	 申出内容について,委員会の苦情解決の	その他
(相談等)		(本人)	せ(言動や態度)を受けて	 流れや対応方法を説明した結果, 申出人	(傾聴)
			いるので、どうすればよい	から了承を得られたので終了。申出人	
			か教えてほしい。	は、しばらく様子をみてから、改めて連	
				絡するとのこと。	
				(対応回数 1回)	
9 3	電話	高齢者	事業所からの退所手続きの	申出内容について、返済金や初期償却費	解決
(相談等)		(家族)	後,入居一時負担金返済書	が契約書や重要事項説明書に則してい	(相談助言)
			が送付され、返済内訳や初	るか確認することを助言し、併せて、不	
			期償却費など初めて聞く内	要な経費の支払いについては返還請求	
			容があった。今後どうすれ	することを助言した結果、申出人から了	
			ばよいか教えてほしい。	承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応	
9 4	電話	高齢者	福祉サービス利用支援事業	申出内容について, 福祉サービス利用支	解決
(苦情)		(家族)	の利用支援員の態度や説明	援事業の事業説明を行い、改めて利用者	(相談助言)
			を改めてほしい。(A)	の生活支援を中心に当事者間の話し合	
				いを推奨した結果, 申出人が了承された	
				ので終了。	
				(対応回数 6回)	
9 5	電話	障害者	身体障害者手帳を申請する	申出内容について,身体障害者手帳の申	解決
(相談等)	(匿名)	(本人)	には、どこに申請すればよ	請は、申出人在住の市役所の障害福祉課	(相談助言)
(11.10.1.4)	,,,,,		いか教えてほしい。また,	に申請を行うように説明し、診断書を書	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			診断書を書くことができる	くことができる医師については,県知事	
			医師を教えてほしい。	指定医となるため県障害福祉課を紹介	
				した結果、申出人が了承されたので終	
				了。 (対応回数 1回)	
9 6	電話	その他	担当ケースワーカーが過剰	申出内容について,担当ケースワーカー	解決
(相談等)		(本人)	に訪問するため, 気になっ	に対して, 訪問理由や訪問時連絡を確認	(相談助言)
			ている。どうすればよいか	することを助言したが、申出人はしばら	
			教えてほしい。	く静観するとのこと。申出人へ状況に変	
				化がある場合は、いつでも相談するよう	
				に伝えた結果, 申出人が了承されたので	
				終了。 (対応回数 1回)	
9 7	電話	高齢者	転倒事故で亡くなった母親	申出内容について,事業所での現場確認	その他
(苦情)		(家族)	への対応と説明に納得いか	と説明を行うことを事業所が提案した	(取り下げ)
			ないので, 改めて事業所か	が、申出人が応じず、再度、家族内の情	
			ら謝罪と説明を行ってほし	報を整理することで申出内容を取り下	
			い。(E)	げる。 (対応回数 47回)	
9 8	電話	障害者	行政が発行する冊子に委員	申出内容について,委員会の住所,連絡	解決
(相談等)		(職員)	会を記載するため,住所,	先,受付時間等を記載しているリーフレ	(相談助言)
			連絡先,受付時間等を教え	ットをFAXで送信した結果、申出人が	
			てほしい。	了承されたので終了。	
			M - 10	(対応回数 3回)	<i>h</i> → >/1
9 9	電話	障害者	第三者委員の設置にむけ	申出内容について、元利用者への対応に	解決
(相談等)		(職員)	て、選任方法と委嘱の仕方	ついて、第三者委員を交えた話し合いや	(相談助言)
			を教えてほしい。	法的な対応方法を助言した結果、申出人	
				が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	

受付	受付	種 別	相談・苦情内容	写学文マルチ只久の共内	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	•
1 0 0	電話	児童	元利用者から, 入所中のけ	申出内容について, 元利用者への対応に	解決
(相談等)		(職員)	がが現在の疾病につながっ	ついて、第三者委員を交えた話し合いや	(相談助言)
			ているので、賠償を求めら	法的な対応方法を助言した結果、申出人	
			れているが, どのように対	が了承されたので終了。	
			応すればいいか教えてほし	(対応回数 1回)	
			V' _o		
101	電話	高齢者	介護老人保健施設への入所	申出内容について,介護老人保健施設の	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	にあたり,施設内の計画作	機能や役割,施設サービス計画について	(相談助言)
			成は行われないか教えてほ	説明し、地域の介護に関する情報につい	
			しい。また、地域の介護に	ては、地域包括支援センターを紹介した	
			関する情報について教えて	結果、申出人が了承されたので終了。	
			ほしい。	(対応回数 1回)	
102	電話	児童	事業所に対して, 4つの申	申出内容について、当事者間の話し合い	解決
(苦情)		(家族)	出を行ったが、事業所の回	を推奨し、事業所が申出人に再度説明を	(相談助言)
			答に納得いかないので, 再	行い、委員会から解決に向けた促しを行	
			度、納得いく説明を行って	った結果、申出人が了承されたので終	
			ほしい。(A)	了。 (対応回数 15回)	
103	電話	高齢者	父親の姉が、福祉サービス	申出内容について、福祉サービス利用支	解決
(相談等)		(家族)	利用支援事業を利用してる	援事業について説明を行い, 家族が代理	(相談助言)
			が、どのような事業なのか。	で解約することができないことを伝え	
			また, 家族が解約してもよ	る。また、今後の支援方策(施設入所、	
			いのか教えてほしい。	成年後見制度等)について助言した結	
				果、申出人が了承されたので終了。	
				(対応回数 1回)	
104	 電話	高齢者	利用者に異変(嘔吐)があ	申出内容について、感染症に対する事業	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	ったとき、事業所が受け入	所の予防と対応について説明し, また,	(相談助言)
			れできないことがあるのか	ケアマネジャーの変更する方法につい	
			教えてほしい。また,ケア	て説明した結果、申出人が了承されたの	
			マネジャーの変更する方法	で終了。	
			について教えてほしい。	(対応回数 1回)	
1 0 5	電話	高齢者	重要事項説明書に,委員会	申出内容について,委員会の受付時間と	解決
(相談等)		(職員)	の受付時間とFAX番号を	FAX番号を伝えた結果, 申出人が了承	(相談助言)
			記載するので教えてほし	されたので終了。	
			٧٠°	(対応回数 1回)	

受付	受付	種別	相談・苦情内容		
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】	運営適正化委員会の対応 	•
106	電話	障害者	福祉サービス利用支援事業	申出内容について,事業の対象範囲と契	解決
(相談等)		(職員)	の対象範囲と契約から利用	約から利用の流れを説明し、さらに、こ	(相談助言)
			の流れについて教えほし	の事業は利用者と社協が契約に基づい	
			V,	て、サービスが提供されるため、事業を	
				利用する利用者の意思確認が必要であ	
				ることを伝えた結果, 申出人が了承され	
				たので終了。	
				(対応回数 1回)	
107	電話	高齢者	重要事項説明書に,委員会	申出内容について、委員会の名称と受付	解決
(相談等)		(職員)	の名称と受付時間を記載す	時間を伝えた結果、申出人が了承された	(相談助言)
			るので教えてほしい。	ので終了。	
				(対応回数 1回)	
108	電話	児童	事業所からの契約解除や施	(継続中)	
(苦情)		(家族)	設長の言葉づかいに納得い		
			かないため、改善してほし		
			⟨ \		
109	電話	その他	運営適正化委員会の対応範	申出内容について,委員会の対応範囲を	解決
(相談等)		(職員)	囲を教えてほしい。	説明した結果、申出人が了承されたので	(相談助言)
				終了。 併せて,委員会の受付時間等も	
				伝える。	
				(対応回数 1回)	
1 1 0	電話	高齢者	グループホームの人員配置	申出内容について、グループホームの人	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	基準を教えてほしい。	員配置基準を説明し、行政のグループホ	(相談助言)
				ームを所管する担当課にも連絡するよ	
				うに促した結果, 申出人が了承されたの	
				で終了。	
				(対応回数 1回)	
1 1 1	電話	高齢者	成年後見制度は,家族以外	申出内容について,成年後見制度の申立	解決
(相談等)	(匿名)	(家族)	で申立てできないか教えて	人の範囲を説明し、行政申立てについて	(相談助言)
			ほしい。	も説明した結果, 申出人が了承されたの	
				で終了。 (対応回数 1回)	
1 1 2	電話	児童	保育士試験の受験資格につ	申出内容について,保育士試験事務セン	解決
(相談等)	(匿名)	(その他)	いて教えてほしい。	ターを紹介した結果, 申出人が了承され	(紹介伝達)
				たので終了。	
				(対応回数 1回)	

受付	受付	種 別	相談•苦情内容	運営適正化委員会の対応	
番号	方法	(申出人)	【()内は苦情内容分類】		
1 1 3	電話	障害者	姉がヘルパーをしていて自	申出内容について, 姉に対する再申し出	解決
(相談)	(匿名)	(本人)	分の通帳を管理しているが	や障害年金等の振込先を変更すること ((相談助言)
			返してくれない。自分で管	を助言した結果、申出人が了承されたの	
			理する方法を教えてほし	で終了。 (対応回数 1回)	
			い。 (F)		
1 1 4	電話	障害者	亡くなった弟の通帳につい	申出内容について利用者の通帳の出納	解決
(相談)	(匿名)	(家族)	てこれまでの事業所での管	帳の閲覧やコピーをもらうよう助言し ((相談助言)
			理内容の確認を行いたいが	た結果、申出人が了承されたので終了。	
			どうすればよいか教えてほ	(対応回数 1回)	
			しい。(G)		

【参考】苦情内容の分類の例示

区分	例示
A 職員の接遇	・職員の対応や言葉遣いが悪い
B サービスの質や量	・食事の内容が悪い
	・居室の環境が悪い
C 利用料	・不当な自己負担を求められた
	・自己負担額の内容が説明されていない
D 説明・情報提供	・説明なくサービス内容が変更された
	・重要事項説明や契約書と実際のサービスが違っていた
E 被害・損害	・預かり金など金銭のトラブルがあった
	・所有物がなくなった ・破損した
F 権利侵害	・暴力や虐待を受けた
	・プライバシーを侵害された
G その他	・上記に当てはまらない事項

4 広報・啓発活動の実施

- (1) 県社協広報紙「ふくしのひろば」への掲載 【第188号:平成25年9月1日発行】
- (2) ホームページによる広報・啓発
- (3) ポスター作成(1, 200部)配布(909部), リーフレット配布(1, 629部)

5 研修会の実施

(1) 自主開催研修

ア 平成25年度福祉サービスに関する相談・苦情解決事業研修会(初級編)

開催日:平成25年10月23日(木) 13:00~16:00

会場:かごしま県民交流センター 県民ホール

参加者:第三者委員・苦情受付担当者・苦情解決責任者 369名

内容:【講義】「しつかり聴く、しつかり話す、しつかり伝える」

有限会社ハル・コーポレーション マナー講師 春田 尚子 氏 (鹿児島女子短期大学 教授)

【パネルディスカッション】「福祉現場での苦情対応と解決秘策!!」

コーディネーター: 鹿児島国際大学 福祉社会学部 教授 佐藤 直明 氏

パネリスト:株式会社スマイルライフケア

デイサービスセンターえがお 代表 永吉 るり子 氏

社会福祉法人光陽福祉会

はるやま森の保育園 園長 久徳 聡美 氏

社会福祉法人太陽会 しょうぶ学園 総務部長 長谷 雄二 氏

(2) 関係団体等主催研修会への講師派遣

ア 鹿児島市社会福祉法人監事研修会(事務局1名講師派遣)

開催日:平成25年4月17日(水) 15:00~16:30

会場:かごしま市民福祉プラザ 5階 大会議室 187名

内 容:講演「鹿児島県における相談・苦情状況及び苦情対応について」

福祉サービス運営適正化委員会 相談員 池下 真也

イ JC-NET実践フォーラム in 九州 (事務局1名講師派遣)

開催日:平成25年11月23日(土)~24日(日)

会 場:鹿児島大学教育学部 173名

内 容:2日目 事例検討「ハッピーリタイアメントを考える」

福祉サービス運営適正化委員会 相談員 池下 真也

6 巡回訪問(指導)の実施

社会福祉事業の事業者段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう,県内の各事業所を訪問して苦情解決体制の整備状況を把握するとともに,体制整備に関する相談・助言に応じ,福祉サービスの質の向上につなぐことのできる苦情解決体制の構築に向けて,県内30事業所の巡回訪問を実施した。

30カ所の内訳

(高齢分野事業所:15カ所,児童分野事業所:6カ所 障害分野事業所:9カ所)

7 調査研究活動の実施

本委員会のホームページを閲覧しやすく,また,資料等を活用しやすくするために,情報提供 方策を検討し,ホームページの全面更新を行った。

http://www.kaken-shakyo.jp/riyoshien/uneitekiseikaiinkai.htm

8 全国会議等への参加

(1) 平成25年度運営適正化委員会事業研究協議会(事務局1名)

開催日:平成25年8月2日(金)

会 場:全国社会福祉協議会 5階「第3~第5会議室」 58名

内 容:ア 行政説明 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課 主査 大友 隆児 氏

イ 報告・説明 全国社会福祉協議会 政策企画部長 笹尾 勝 氏

ウ 情報(意見)交換・協議

(2) 平成25年度山口県福祉サービス苦情解決制度研修会(事務局1名)

開催日:平成26年2月20日(木)

会場:山口県セミナーパーク 講堂

内容:ア 講演「苦情解決制度における第三者委員の役割と活動について」

山口県立大学 社会福祉学部 准教授 重岡 修 氏

イ シンポジウム「苦情解決のための第三者委員の活動と課題について」

進行・助言 福祉サービス運営適正化委員会

苦情解決部会副部会長 吉浦 正男 氏

発言者 特別養護老人ホーム 賀宝の里白松苑 施設長 松本 直行 氏 就労継続支援事業所B型 工房ときわ 施設長 赤瀬 洋介 氏 特別養護老人ホームかなえ 第三者委員 佐川 美佐枝 氏

- 9 九州ブロック運営適正化委員会連絡会議(仮称)準備会の開催
- (1) 平成25年度九州ブロック運営適正化委員会事務局連絡会議準備会

開催日:平成25年9月30日(月)

会場:鹿児島市勤労者交流センター 7階 第1会議室 8名

内 容:ア 九州ブロック運営適正化委員会事務局連絡会議の設置について

イ 提出議題について

ウ その他

福祉サービス運営適正化委員会

福祉サービスに関する苦情等の受付状況

運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に基づ き、平成12年度から鹿児島県社会福祉協議会に設 置されている福祉サービスの苦情相談窓口です。

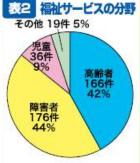
これまで、運営適正化委員会に寄せられた苦情等 の受付件数は、表1のとおりで、延べ397件の苦情 が寄せられています。その中でも、高齢者分野と障 害者分野が大半を占めています。 (表2)

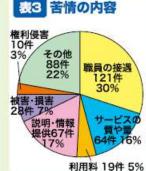
また、表3は、苦情の内容を分類したものです が、「職員の接遇」や「サービスの質や量」に関す ることが全体の46%、185件となっています。

苦情の申出については、事業者段階で申出人、苦 情受付担当者、苦情解決責任者、また必要があれば 公正・中立な立場の第三者委員も一緒に話し合いに よる解決を図ることが第一義です。それでも解決し ない場合や事業者に直接言いにくい時には、運営適 正化委員会へ直接ご相談することができます。

お気軽にお問い合わせください。







福祉サービスに 関する

『相談・苦情解決研修会(初級編)』の開催

平成25年10月23日(水)

13:00~16:15

かごしま県民交流センター

1階県民ホール

450名(要申込) ●定 員

2,000円

施設長、相談員、第三者委員等 ●対象者



「しっかり聴く、しっかり話す、しっかり伝える」 有限会社 ハル・コーポレーション

マナー講師 春田尚子氏

「福祉現場での苦情対応と解決秘策!」

コーディネーター 鹿児島国際大学

教授 佐藤直明 氏

バネリスト 株式会社 デイサービスえがお

代表 永吉るり子 氏

社会福祉法人 はるやま森の保育園 バネリスト

園長 久徳聡美 氏

バネリスト 社会福祉法人 しょうぶ学園

総務部長 長谷雄二 氏



受講希望の方は、事務局まで お問い合わせください。

月~金曜日 9:00~16:00 (ただし、祝日・12/29~1/3除く)



電話・来所・FAX・Eメール

补サービス運営適正化委員会

TEL 099-286-2200 FAX 099-257-5707

【事務局: 鹿児島県社会福祉協議会 長寿社会推進部】 県社会福祉センター5階

E-mail tekisei@kaken-shakyo.jp

ふくしのひろば 【第188号:平成25年9月1日発行より抜粋】

平成25年度福祉サービスに関する苦情解決事業における巡回訪問先

目的: 社会福祉法第82条に基づく、社会福祉事業の経営者段階における自主的な苦情解決が 適切に行われるように、広報・啓発の一環として各事業所を訪問し、苦情解決事業について 助言等行うとともに今後の業務に役立てる。

番号	分野	市町村名	法人	事業所名	実施日	訪問者
1	障害	鹿児島市	株式	グループホームしのび	平成25年7月29日	事務局2名
2	障害	鹿児島市	社団	就労継続支援A型事業所 IKIIKI堂	平成25年7月29日	事務局2名
3	高齢	鹿児島市	医療	デイサービス希望の里	平成25年7月29日	事務局2名
4	障害	日置市	社福	障害者支援施設みどりの里	平成25年8月6日	事務局2名
5	児童	日置市	学校	朝日ヶ丘ジュニア保育園	平成25年8月6日	事務局2名
6	高齢	鹿児島市	株式	デイサービスセンター福老	平成25年8月6日	事務局2名
7	障害	阿久根市	NPO	さぽーとすてーしょんどら	平成25年8月12日	事務局2名
8	高齢	薩摩川内市	株式	さくらリハ デイサービス	平成25年8月12日	事務局2名
9	高齢	薩摩川内市	株式	デイサービス みんなの家	平成25年8月12日	事務局2名
10	児童	霧島市	学校	隼人ひまわり保育園	平成25年8月20日	事務局2名
11	高齢	霧島市	株式	デイサービスほほえみの郷	平成25年8月20日	事務局2名
12	高齢	姶良市	株式	リハケアガーデン 加治木	平成25年8月20日	事務局2名
13	高齢	鹿児島市	合名	デイサービスにじの街	平成25年9月6日	事務局2名
14	高齢	鹿児島市	株式	リハビリ型デイサービス ゆくさ	平成25年9月6日	事務局2名
15	高齢	鹿児島市	株式	デイサービスセンター・フローラルガーデン早馬	平成25年9月6日	事務局2名
16	児童	鹿屋市	株式	児童デイサービスかのや太陽の子	平成25年12月13日	事務局2名
17	高齢	鹿屋市	社団	風の舞デイサービスセンター	平成25年12月13日	事務局2名
18	障害	鹿屋市	NPO	就労継続支援B型事業所Lanka	平成25年12月13日	事務局2名
19	高齢	南さつま市	株式	活き活きサポート キット	平成25年12月18日	事務局2名
20	高齢	南さつま市	有限	和が家のデイ さよちゃんち	平成25年12月18日	事務局2名
21	障害	南さつま市	社福	みさかえ学園	平成25年12月18日	事務局2名
22	障害	曽於市	NPO	深川農園	平成25年1月17日	事務局2名
23	高齢	曽於市	医療	海田デイサービス	平成25年1月17日	事務局2名
24	高齢	曽於市	有限	グループホーム かんな	平成25年1月17日	事務局2名

25	喜藝	雲島市	株式	デイサービスセンター より愛きりしま	平成25年1月20日	事務局2名
20	児童	雲島市	全租	国分地転名後事業所伝の任の見音デイサービス	平成25年1月20日	事務局2名
27	児童	雲島市	NPO	ライフサポートセンターこくぶ	平成25年1月20日	事務局2名
28	児童	庭児島市	NPO	生活支援センターえがお	平成25年1月31日	事務局2名
29	障害	庭児島市	NPO	特定非営利活発法人ブルー・スカイ	平成25年1月31日	事務局2名
30	障害	庭児島市	NPO	就労都続支援事業所みらいの毎	平成25年1月31日	事務局2名

【略奪名奪】

社事 社会福祉法人	有醒 有關会社
医療 医療法人	学校 学校法人
NPO 特定非営利活動法人	全粗 企業組合
社団 社団法人	合名 合名会社
株式 株式会社	

巡回訪問における分野別割合

巡回訪問における法人別割合

